

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
 CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

まん延防止等重点措置の適用に伴う事業者への要請について

本県での新規感染者数の急激な増加を踏まえ、1月21日から2月13日までの期間において、県内全域を区域として、まん延防止等重点措置を適用することが決定されました。

つきましては、重点措置の適用に伴い、事業者の皆さまに対して要請が出ましたので、下記内容をご確認ください。

事業者への要請（職場への出勤抑制等）

- ▶ 社会機能の維持のため必要な業務の継続の仕組みを構築すること。
- ▶ テレワークやWeb会議の活用、時差出勤の拡大などにより出勤者数の削減、接触機会の低減の取組を推進すること。
- ▶ 従業員の体調管理を徹底（出勤前の検温等）し、体調の悪い人は出勤しない・させないこと。
- ▶ 従業員の同居家族等に体調不良者がいる場合は、積極的に検査を勧めること。
- ▶ 職場での集団感染が発生していることを踏まえ、感染リスクが高まる職場での居場所の切り替わり（休憩室・更衣室・喫煙室・食堂等）に注意すること。

新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金（第5期分）

- ・ 対象施設 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている店舗
 - ・ 要請内容 要請期間中（1/21～2/13）の営業時間を5時から20時までとし、酒類の提供を行わないこと（但し、認証店は営業時間を5時から21時までとし、酒類の提供は20時までに限ることも選択可）
 - ・ 協力金 1日あたり2万5千円から10万円（売上高方式の場合）
※前年又は前々年の売上高及び酒類提供の有り無しで異なる
 - ・ 申請時期 令和4年2月14日（月）以降※予定
 - ・ 詳細 新潟市HPを参照ください。
- <https://www.city.niigata.lg.jp/business/shoko/jigyousha covid19/kakudaiboushi5.html>
- ・ 問合せ先 新潟市産業政策課：TEL025-226-1610
※コールセンター開設予定

資金繰り円滑化相談会（毎月定例開催）

中小企業者の事業の円滑な資金調達を支援するため、新津商工会議所を会場に次の定例相談会を毎月開催しています。

- 新潟県信用保証協会定例相談会（原則毎月第1火曜日10:00～）
 - ・ 2月 1日（火）
 - ・ 3月 1日（火）
- 日本政策金融公庫定例相談会（原則毎月第2火曜日10:00～）
 - ・ 2月 8日（火）
 - ・ 3月 8日（火）

<当所経営指導員（近藤・真野・柳）までご予約をお願いいたします。>

決算・消費税申告相談会

（事前に日時の予約をしてください。）

- 《所得税》○日程：2月16日(水)・17日(木)
3月 2日(水)・ 3日(木)・ 4日(金)・ 7日(月)
- 《消費税》○日程：3月25日(金)
○時間：9:00～12:00/13:00～16:00
○会場：新津商工会議所 3F

【相談会に持参する書類等】

- ・ 決算書や月別総括集計表（分かるところは全て記入して下さい）
（みんなの青色申告を利用の方は使用中のノート型パソコン又は当該年度のバックアップファイル）
- ・ 控除証明書類
- ・ 申告者の方のマイナンバーカード又は通知カードのコピーと身分証明書（運転免許証等）のコピー
- ・ 扶養や配偶者控除等を受ける方のマイナンバーがわかるメモ
- ・ 利用者識別番号や予定納税などが記載された「お知らせハガキ」とパスワードがわかるメモ（税理士代理送信又はIDパスワード方式によりe-taxを利用される方）
- ・ 前年度の決算書及び確定申告書控え
- ・ 昨年の決算申告書を当商工会議所を通じて提出した人や税理士関与の人e-Tax送信で提出した人などへは申告書・決算書は送付されません。予定納税など必要な情報を記載した「お知らせのハガキ」または「お知らせ通知」が送付されますので、その通知をご持参下さい。

※所得税、消費税申告相談につきましては、若干の手数料をいただきます。
 ※税理士関与の方又は法人の方はご遠慮ください。

【新型コロナウイルス感染症対策のため、次の事項についてご協力をお願いいたします】

- ・ 相談会は事前に日時の予約が必要です。（予約のない方の相談は対応できません）
- ・ マスク着用をお願いします。（マスクをお持ちでない方は入場できません）
- ・ 会場入口で手指の消毒、体温測定をお願いします。
- ・ 風邪気味など体調の優れない方は来所をお控え下さい。
- ・ 2週間以内（相談会当日前の2週間）に感染拡大地域への往来がある方は来所をお控えください。
- ・ 感染症の状況により、止むを得ず相談会を中止させていただく場合があります。

《主催》新津商工会議所・新津中小企業相談所・新津青色申告会

新型コロナ対策(減免) 国民健康保険料等の減免制度について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、保険料が減免となる場合があります。

世帯の主たる生計維持者について

- ・ 事業収入等のうち、収入の種類ごとに見た収入のいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込みであること
- ・ 前年の所得の合計額が1,000万円以下であること
- ・ 収入の減少が見込まれる種類の所得以外の前年の所得の合計額が400万円以下であること

前年所得に応じて国民健康保険料等が2/10～10/10減免されます。
 申請受付期限は令和4年3月31日まで。（申請書類等一式は当所窓口にもあります）

【問い合わせ先】国民健康保険料等 新潟市保険料減免コールセンター（025-226-2633）

メール配信随時受付中！(メール配信への切替は当所 n-cci@fsinet.or.jp までお知らせ下さい)
CCI・・・Chamber of Commerce and Industry【会員様へいち早くお役立ちをお届けする情報紙です】

事業復活支援金 (※1月21日時点)

新型コロナウイルス感染症により、大きな影響を受ける中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主に対して、事業規模に応じた給付金を支給します。なお、給付要件等は、引き続き検討・具体化しており、変更になる可能性があります。

対象者：新型コロナの影響で、2021年11月～2022年3月のいずれかの月の売上高が、2018年11月～2021年3月までの間の任意の同じ月の売上高と比較して50%以上又は30%以上50%未満減少した事業者
(中堅・中小・小規模事業者、フリーランスを含む個人事業主)

給付額：上限額

売上高減少率	個人事業者	法人		
		年間売上高※ 1億円以下	年間売上高※ 1億円超～5億円	年間売上高※ 5億円超
▲50%以上	50万円	100万円	150万円	250万円
▲30%以上50%未満	30万円	60万円	90万円	150万円

※基準月(2018年11月～2021年3月の間で売上高の比較に用いた月)を含む事業年度の年間売上高

算出式： $給付額 = (基準期間※1の売上高) - (対象月※2の売上高) \times 5$

※1 「2018年11月～2019年3月」「2019年11月～2020年3月」「2020年11月～2021年3月」のいずれかの期間(対象月を判断するため、売上高の比較に用いた月(基準月)を含む期間であること)

※2 2021年11月～2022年3月のいずれかの月(基準期間の同月と比較して売上が50%以上又は30%以上50%未満減少した月であること)

申請方法：当所などの登録確認機関による事前確認の後、申請用のWEBページから申請(オンラインでの申請が困難な方向けのサポート会場も設置予定)

必要書類：確定申告書、通帳(振込先が確認できるページ)、履歴事項全部証明書(法人)、本人確認書類(個人)、宣誓・同意書対象月の売上台帳等ほか
※：申請される方の状況(一時・月次支援金の受給や登録確認機関との継続支援関係有無、その他特例を用いる場合など)により必要書類は異なります。
詳しくは制度概要資料をご確認ください。

開始時期：1月24日の週
制度詳細(申請要領、給付規程等)を公表予定
事前確認の受付開始予定
1月31日の週
通常申請の受付開始予定(特例申請については、2月中旬に受付開始の見通し)

特設サイト：<https://jigyuu-fukkatsu.go.jp/>

【お問い合わせ先】
事業復活支援金事業コールセンター
TEL：0120-789-140(8:30～19:00(土日、祝日を含む全日対応))



感染防止対策認証制度及び認証店舗設備導入支援事業

●「にいがた安心なお店応援プロジェクト」認証申請受付期間延長

飲食店の皆様の感染防止対策を新潟県が認証し、お客様が安心してご利用いただける環境づくりを支援する制度です。

<申請の流れ>



対象となる飲食店：食品衛生法に基づく許可を受け、客席を有し、新潟県内で営業する飲食店
※旅館、ホテル、カラオケ、インターネットカフェも対象

受付期間：令和3年11月9日(火)～令和4年3月31日(木)

※郵送の場合は当日消印有効

<お問い合わせ先>

にいがた安心なお店応援プロジェクト事務局
TEL：025-288-6681(午前10時～午後5時、土日祝日・年末年始を除く)
メール：info@niigata-ninsho.com
URL：<https://www.pref.niigata.lg.jp/site/shingata-corona/ninshou.html>



●「感染症対策認証店舗設備導入支援事業補助金」受付再開のお知らせ

上記の新潟県感染症対策認証を受けた店舗が行った感染防止対策に係る設備整備等に係る経費について、補助金を支給します。

補助金額(上限)	補助率
50万円/店舗	3/4

対象店舗：食品衛生法第55条の規定による許可を受けている新潟県内の飲食店を営む法人又は個人であること(飲食スペースのあるものに限る)
新潟県感染症対策認証の取得に必用な設備等を整備し、同認証を申請していること。(認証取得前に設備等の購入が必要です。)

※認証が認められない店舗には、補助金は支給しません。

※既に本補助金を支給済みの店舗は対象外

対象経費：令和3年4月1日以降に支出した経費で、認証取得に必用な感染防止対策の施設改修及び設備整備等に係る経費。 ※消耗品は対象外
(例：HEPAフィルター付空気清浄機、非接触型検温器等)

受付期間：令和4年1月6日(木)～令和4年3月31日(木)

<URL>
<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/sangyoseisaku/ninsyoushien.html>

<お問い合わせ先>

新潟県感染症対策認証店舗補助金センター (TEL：025-250-0470)
※受付時間は午前9時15分～午後4時45分まで(土日祝日は除く)

